

低入札価格調査制度の事前辞退について

令和3年3月

低入札価格調査制度を適用する案件について、入札書提出時に入札金額が調査基準価格を下回った際（低入札価格調査の対象となった場合）に調査を辞退するかの意思表示ができるようになります。

令和3年3月27日から画面に表示されますが、運用開始日については、後日お知らせいたします。

※指名競争入札・随意契約以外の案件（条件付一般競争、総合評価等）についてはすべて表示され、どちらかを選択しないと、次画面に進めない設定になっています。

※最低制限価格制度適用の案件については、どちらかを選択する必要がありますが、どちらを選択しても入札に影響はありません。